甲種防火管理新規資格取得講習会実施要領

消防法施行令第３条の規定に基づく甲種防火管理新規資格取得講習会を下記のとおり実施します。

１　実施日時　　甲種防火管理新規資格取得講習会
令和５年１月２３日（月）・２４日（火）の２日間
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となる場合があります。

２　実施場所　　網走郡美幌町字東２条北４丁目９番地の９
美幌町民会館２階会議室７・８

３　定　　員　　定員２４名
※受付は先着順とし、定員を超えた場合は受付をお断りさせて頂きます。

４　日　　程

第１日目　（１月２３日 月曜日）	
時　　間	講　習　内　容
８：４５～　９：００	受　付
９：００～　９：１５	開　講　式
９：１５～　９：４５	防火映画
９：５５～１１：３０	防火管理の意義と制度の概要
１１：３０～１３：００	昼食・休憩
１３：００～１４：００	火災の現象
１４：１０～１５：００	危険物等の安全管理

第２日目　（１月２４日 火曜日）	
時　　間	講　習　内　容
８：４５～　９：００	受　付
９：００～１０：００	出火防止と収容人員の管理
１０：１０～１１：００	地震対策
１１：１０～１２：００	自衛消防
１２：００～１３：００	昼食・休憩
１３：００～１４：００	施設・設備の維持管理
１４：１０～１５：３０	防火管理の進め方と消防計画
１５：４０～１５：５０	質疑応答・修了証交付・閉講式

５　テキスト及び受講料

(1) 講習会で使用するテキストを、当日会場で配布します。

① 防火管理六法（令和４年新版）
② 図説 防火管理（講習用テキスト）
③ 消防計画作成のための様式集
④ その他講習資料

(2)資格取得に要する費用4,600円(テキスト代等)は、当日受付で納付して下さい。なお、都合により受講できなくなった場合でも、受講料は納付して頂きテキスト等の配布により換えさせて頂きます。

6　受講手続（郵送可）

(1) 受講申請書の請求･提出先

下記の美幌･津別広域事務組合消防本部 消防本部グループ 予防・調査担当、又は、津別消防署 予防担当へ請求･提出して下さい。

【 美幌・津別広域事務組合消防本部 】

〒092-0012　北海道網走郡美幌町字栄町１丁目

美幌・津別広域事務組合消防本部　消防本部グループ　予防・調査担当宛

TEL 0152-73-1308　　FAX 0152-72-0664

【 津別消防署 】

〒092-0232　北海道網走郡津別町字新町１番地

津別消防署　予防担当宛

TEL 0152-76-2189　　FAX 0152-76-2190

(2) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和５年１月１０日(火)までに必着するよう提出してください。

(3) 受講申請書の記入方法等

記入欄には必要事項を誤りなく楷書で記入し、必ず捺印してください。

7　修了証の交付

２日間の講習において、甲種防火管理新規資格取得講習科目を全時間修了した者に対して、講習終了時に修了証を交付します。

8　その他

(1) 講習の始まる１日目･２日目には必ず受付を行って下さい。(サイン)

(2) 昼食時間に制限がありますので、各自用意してください。

(3) 館内及び敷地内は禁煙となっておりますので、よろしくお願い致します。

(4) 会議等の重複により駐車場が混雑する場合がありますのでご注意下さい。

(5) 講習は２日間にわたりますが、講習科目を全時間修了しなければ修了証の交付が出来ませんのでご注意願います。

(6) 講習についての詳細及び不明な点は、美幌･津別広域事務組合消防本部 消防本部グループ 予防・調査担当(℡ 0152-73-1308) 又は、津別消防署 予防担当(℡ 0152-76-2189)までお問い合わせ下さい。

9　新型コロナウイルス感染対策について

(1) 受講当日及び数日前から発熱等のかぜ症状がみられる場合は受講をお控えください。また講習会受付にて検温を行います。

(2) 受講する際は、マスクの着用、手指の消毒等の感染予防対策にご協力ください。

(3) 受講者数の制限を行い、可能な限り受講者の離間距離を確保しておりますので、休憩時間等も一定の距離を保つようお願い致します。